

オスロ市大気汚染悪化日における交通規制に関する臨時規則

2月4日、オスロ市議会において「オスロ市大気汚染悪化日における交通規制に関する臨時規則」が採決されました。施行期間は今冬から5月1日までです。

規則の概要は以下のとおりです。

【規制内容】

1. 大気汚染悪化日、オスロ市内の市道において以下の走行が禁止されます。
 - ディーゼル燃料を用いた自動車
及び／或いは
 - 奇数日における登録番号末尾が偶数の乗用車、また、偶数日における登録番号末尾が奇数の乗用車
2. 例外として、病人の輸送、規制日当日に船や飛行機で出発／到着が予定されていた場合、港や空港まで／からの走行、公共サービスと関連した車両、緊急車両、電気自動車などの走行は許可されます。
3. 違反者には1,500 クローネの罰金が科されます。

【規制日及び規制内容の通知方法】

主要道路沿いの掲示板や報道、オスロ市ホームページやソーシャルメディアを通じて、前もって通知されます。

【走行禁止道路】

走行禁止となるのはオスロ市内市道で、オスロ市内の以下の国道は規制日であってもいずれの車両も走行可能です。

Ring 1, Ring 3, E6, E18, RV 4 Trondheimsveien, RV 163 Østre Aker vei, RV 190 Strømsveien

走行が可能な道路の地図

<https://www.oslo.kommune.no/getfile.php/Innhold/Gate%2C%20transport%20og%20parkering/Kart%20over%20hvor%20dieselforbud%20og%20datokj%C3%B8ring%20ikke%20gjelder.jpg>

なお、詳細等は以下にお問合せください。

Bymiljøetaten

TEL [23 48 20 30](tel:23482030)

E-mail postmottak@bym.oslo.kommune.no